

平成22年3月31日  
号外第9号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

**公営企業管理規程**

- 管理者の権限に属する事務を処理させる組織の名称変更に伴う関係規程の整理等に関する規程（5・公営企業課）…………… 1
- 秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程（6・公営企業課）…………… 2

## 公営企業管理規程

管理者の権限に属する事務を処理させる組織の名称変更に伴う関係規程の整理等に関する規程をここに公布する。  
平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 秋田県公営企業管理規程第五号

管理者の権限に属する事務を処理させる組織の名称変更に伴う関係規程の整理等に関する規程

(秋田県公営企業組織規程の一部改正)

**第一条** 秋田県公営企業組織規程(昭和三十一年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「産業経済労働部」を「産業労働部」に改める。

第九条第二項の表中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

(秋田県企業職員給与規程の一部改正)

**第二条** 秋田県企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「産業経済労働部長」を「産業労働部長」に改める。

(秋田県公営企業庁舎管理規程の一部改正)

**第三条** 秋田県公営企業庁舎管理規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十五号)の一部を次のように改正する。

第七条中「産業経済労働部長」を「産業労働部長」に改める。

(秋田県企業職員服務規程の一部改正)

**第四条** 秋田県企業職員服務規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「産業経済労働部長」を「産業労働部長」に改める。

(秋田県秋田工業用水道自家用電気工作物保安規程の一部改正)

**第五条** 秋田県秋田工業用水道自家用電気工作物保安規程(昭和四十五年秋田県公営企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「産業経済労働部長」を「産業労働部長」に改める。

(秋田県企業職員安全衛生管理規程の一部改正)

**第六条** 秋田県企業職員安全衛生管理規程(昭和五十六年秋田県公営企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「産業経済労働部長」を「産業労働部長」に改める。

第三条中「産業経済労働部次長」を「産業労働部次長」に改める。

第四条第一項、第五条第一項、第七条及び第八条中「産業経済労働部」を「産業労働部」に改める。

(秋田県公営企業行政文書管理及び公印取扱規程の一部改正)

**第七条** 秋田県公営企業行政文書管理及び公印取扱規程(平成九年秋田県公営企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「産業経済労働部」を「産業労働部」に改める。

第十一条、第十三条第四項、第十四条第四項及び第十八条中「産業経済労働部長」を「産業労働部長」に改める。

別表産業経済労働部長印の項中「産業経済労働部長印」を「産業労働部長印」に、

秋 田 県  
産 業 経 済 労 働  
部 長 印

を

秋 田 県  
産 業 労 働  
部 長 印

田 県  
業 労 働  
規 程

に改める。

#### 附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

秋田県知事 佐竹敬久

#### 秋田県公営企業管理規程第六号

秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程

秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び移動」を削り、「第七十九條の二」を「第七十九條」に改める。

第一百五條第一項中「年三・六パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件(昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百九十一号)に定める率(以下「支払遅延利息率」という。)」に改める。

第二十五條第三項及び第二十六條第二項中「年三・六パーセントの割合」を「支払遅延利息率」に改める。

第三十六條中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十七條中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十二條第一項中「とは、」の下に「固定資産(設備の附属として固定資産に整理されるものを含む。)以外のもの」を加え、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第七十五條中「準備品出納簿又は」を削る。

第七十五條の二を削る。

第七十六條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第七章第四節の節名中「及び移動」を削る。

第七十八條を次のように改める。

#### 第七十八條 削除

第七十九條第一項中「又は準備品を使用している者」及び「準備品又は」を削る。

第七十九條の二を削る。

#### 附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄